

info
29

「農業用施設」「森林作業道」の機能向上を図ります

施設整備のための原材料と重機など機械の借り上げへの助成

所有者や受益者が実施する事業で、砕石・生コン・コンクリート製品などの材料や重機の借り上げなどを必要とする場合、その費用の一部を市が助成します。

■申請方法 作業予定箇所の位置図（写真でも可）を持参し、農林課窓口で手続きしてください。

■審査 新規箇所については現地調査を行い、申請内容を審査して助成の可否を決定します。

※申請期間は予算の状況により、早期終了または延長する場合があります。

※助成額は、農林課で調査した基準価格以内で算出します。



	農業用施設	森林作業道施設
対象施設	①かんがい排水施設 ②農業用道路 ③農地または農作物の災害を防止するため必要な施設	①国県または市の事業で整備された恒久的な森林作業道 ②幅員 2.5 m以上の維持管理されている軽車道
要件	受益面積が 50 アール以上 ※県営ほ場整備された農地と土地改良区管轄地は対象外です	年度内に 0.1 ヘクタール以上の施業計画があり、作業道の整備を実施しなければ、施業ができないか、土砂流出などによる二次被害のおそれがあること
対象	受益者が 3 人以上いる団体	森林所有者および森林を管理する団体
助成額	事業に要した費用（消費税込）の 2 分の 1 以内の額で	
	原材料 上限 20 万円 重機など機械借り上げ 上限 10 万円	原材料 上限 10 万円 重機など機械借り上げ 上限 5 万円
申請期間	4 月 6 日(月)～ 6 月 30 日(火)の平日	4 月 6 日(月)～ 9 月 30 日(木)の平日
問い合わせ	農林課農地整備班 (☎ 78-1172)	農林課林務班 (☎ 55-8569)

info
30

森林の立木を伐採するときなどは届け出が必要です

■対象 地域森林計画の対象となっている民有林（市内のほとんどの森林）

■届け出・報告時期

- ・伐採前 ⇒ 伐採する 90 日前から 30 日前まで
- ・伐採後 ⇒ 伐採が終わった日から 30 日以内
- ・造林後 ⇒ 造林が終わった日から 30 日以内

■届け出をする方

- ・所有する森林の立木を伐採するとき ⇒ 森林の所有者
- ・買い受けた立木を伐採するとき ⇒ 森林の所有者と立木を買い受けた方の両者



※提出書類など詳細は、市ホームページをご覧ください。

※伐採したい森林が保安林の場合は、秋田県雄勝地域振興局農林部森づくり推進課 (☎ 73-5112) へ問い合わせください。

☎ 農林課林務班 (☎ 55-8569)

info
31

「林道などの占用(使用)」は許可が必要です

市には森林の整備や保全、林産物の搬出などを目的とした林道などが 80 路線以上あります。この林道などを占用(使用)するときは、あらかじめ市の許可を受けてください。

■対象 市が管理している林道、林業専用道（規格相当含む）、高能率作業道、その他作業道

■申請時期 占用(使用)する 20 日前まで

※非常災害時や単に通行する場合は申請不要です。

※提出書類など詳細は、市ホームページをご覧ください。

☎ 農林課林務班 (☎ 55-8569)